

7番（小川義昭君）

確かに本市には先達の残していただいたすばらしい文化財がまだまだたくさんございます。どうか、そういった文化財を広く市民の人たちに、それから市民以外の人たちにも広報・公開をさらに一層努めていただくことを御期待いたしまして、次の質問に移ります。

次に、総合計画における情報管理施策の現状と今後の取り組みについてを質問いたします。

近年のICT、情報通信技術は目まぐるしく進化を続け、自動車電話に始まり携帯電話、パーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレット型コンピューターといったように、移動式携帯端末機の技術開発はすさまじく、私なども一向についていけないのが現状であります。

これほどまでに情報通信技術の革新が我が国を席卷し始めたその端緒は、2000年、平成12年11月のIT基本法、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の制定であります。その翌年、平成13年1月に政府が、我が国は全ての国民がIT、情報技術を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならないとの目標を掲げ、日本型IT社会の実現を目指す構想、戦略、政策の総体としてのe-Japan戦略を策定しています。

その後、総務省は2005年、平成17年、e-Japan戦略として掲げた日本型IT社会の実現を目指した目標が予想以上に早く達成されたことを受け、IT政策大綱をICT政策大綱と名称を改め、ユビキタス社会を実現するための世代や地域を超えたコンピューターの利活用や人と人、人とモノを結ぶコミュニケーションを重点目標としたu-Japan政策をe-Japan戦略の後継として策定しています。

ユビキタス社会とは、いつでも、どこでも、何でも、誰でもがコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることであり、さまざまなサービスの提供を受け、より豊かに生活する社会であります。いつでも、どこでもとは、パソコンによってネットワークにつながるだけでなく、携帯情報端末を初め、屋外や電車、自動車などあらゆる時間、場所でネットワークにつながることであり、何でも、誰でもとは、パソコン同士だけでなく、家電などのあらゆるものを含めて物と物、人と物、人と人がつながることを意味しています。

これにより、今後は有線・無線の区別のないシームレスなユビキタスネットワーク環境への移行が期待されます。有線から無線、ネットワークから端末、認証やデータ交換などを含めた有機的な連携によってあらゆる場面で継ぎ目なくネットワークにつながる環境が整備される結果、ネットワークが生活の隅々

まで溶け込む草の根のような I C T 環境の実現が望まれるわけであります。

近年、日本の自治体は、少子高齢時代における安心・安全への対応や医療、介護、福祉、地域の活性化など解決すべき社会的な課題に直面しており、これらの解決策としても情報通信技術を意味する I C T が切り札として期待されています。

先ほど村本議員もお話ししましたように、先月 22 日、23 日の両日、私は日本自治創造学会主催による変わる地域社会、変わる自治体・地方議会をテーマとした研究大会に会派で参加してまいりました。そのプログラムの一つに、総務省地域政策課長、猿渡氏による I C T の活用による地域経済の活性化と題した講演があり、猿渡氏は、これからの自治体は I C T という道具を活用して自治体の経営最適化に向けた業務の効率化、自治体データのオープン化による地域への情報発信、住民の生活支援機能の高度化と低コスト化、自治体を越えた圏域全体の連携ツールを目指すべきだと指摘しておられました。

こうした指摘の一つ一つは、もはや他人事となるとは言いづらい喫緊の行政課題とも言えましょう。

そこでお尋ねします。

市長は、国が推進している I C T 政策によるユビキタス社会実現を見据える u - J a p a n 政策をどのように御理解されているのでしょうか。本市における具体的な取り組みもあわせ、お伺いいたします。